

モニタリング調査の概要について

H29.4.14 島根森林活用地域協議会事務局作成

1. 調査目的

交付金の効果（森林の多面的機能の発揮にどれだけ寄与したかなど）を調べるため

2. 調査対象

H29 年度以降、交付金を使って活動を行う場所（過年度の活動箇所での調査は不要）

3. 実施主体

H29 年度～活動を行う全組織

※調査は外部委託も可能。調査費の一部は交付金の対象

4. 調査の流れ

①活動実施前の初回調査

②目標設定、活動計画書の作成



※前後しても構いません

③活動実施後の状況調査（活動後、定点で毎年必要）

④実施要領様式第 19 号の「モニタリング結果報告書」の作成

活動実施

5. 目標・調査方法の設定について

活動計画書の作成時にご参照ください。

タイプ別に考えられる目標及びモニタリング方法の組合せ例

タイプ名	目 標	モニタリング方法	ガイドライン 該当項
地域環境保全タイプ (里山林保全)	・ 里山の高木林を育成する ・ 人工林をきれいにする	木の混み具合調査	P6, 9, 11-13, 2 1, 22, 25
	里山林を再生・維持する	萌芽再生率調査	P6, 9-13, 21, 2 6
	希少種を保護する	植生調査	P6, 10, 11, 14, 15, 22, 26
地域環境保全タイプ (侵入竹林除去、 竹林整備)	・ 侵入した竹を除去する ・ タケノコをとれる竹林にする ・ 竹林景観を守る	竹の本数調査	P7, 10, 11, 16, 23, 27
森林資源利用タイプ	木質資源を継続的に生産・利用する	幹材積量調査	P7, 10, 11, 17, 1824, 28, 29
	林産物を継続的に生産・利用する	資源量調査	P7, 10, 11, 17, 19, 24, 29

6. 留意事項

①継続組織の調査期間について

活動期間が2年目以上の活動組織の場合、H29年度の活動箇所においてプロットを設定し、計画途中からの「目標と成果」について検証していただきます。（過年度の活動箇所での調査は不要）

②活動地が点在する場合の調査について

原則、全ての活動地で調査と目標設定が必要となりますが、点在地の距離が近く、林地の状況が類似している場合には、標準的なプロットのデータを準用することも可能です。なお、他の地域のデータを準用した場合には、結果報告の際にその旨の記録を残すようにしてください。

③活動箇所が年度ごとに変わる場合の調査について

活動区域が一定の場合は、年度ごとに定点調査をしますが、活動箇所が変わる場合は調査箇所を年度ごとに設定する必要があります。